

# 「第5次熊本市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画」の策定について

熊本市健康福祉政策課

## 1 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために市全体が必要となる施策や体制等について定めるもの。

## 2 地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉協議会を中心として、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした活動・行動計画。

## 3 計画策定の経緯等

「第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画」より、地域福祉計画と地域福祉活動計画について一体的に策定を行い、地域住民、地域団体、ボランティア、福祉事業者等との相互の連携による地域福祉の推進を図ってきた。

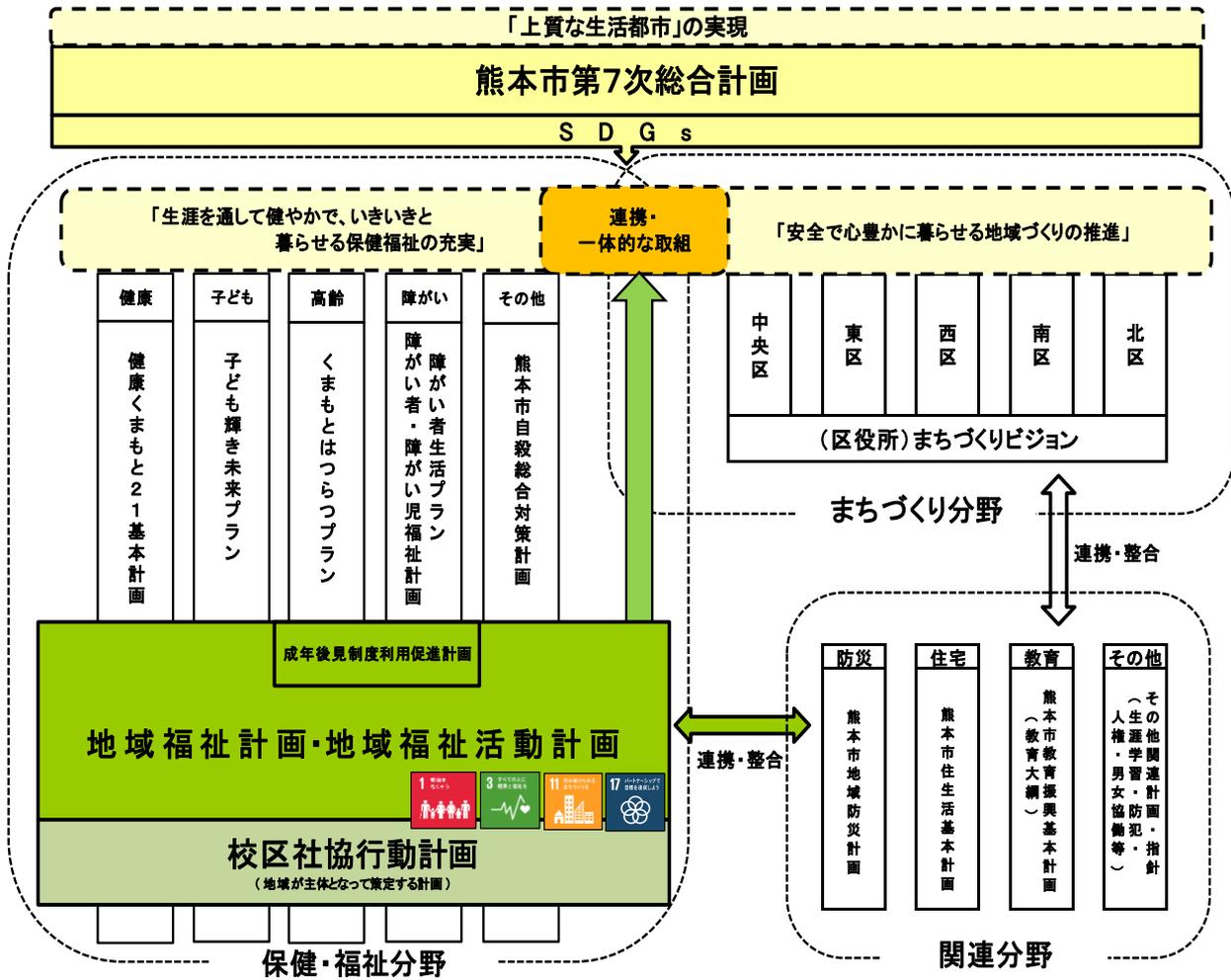
現行の第4次計画では、平成28年(2016年)の熊本地震の経験を活かした「本市における地域共生社会」の実現に向けて、各施策・取組を推進。

計画名	計画期間
熊本市地域福祉計画	平成17年度(2005年度)～平成21年度(2009年度)
第2次熊本市地域福祉計画	平成22年度(2010年度)～平成26年度(2014年度)
第3次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画	平成27年度(2015年度)～令和元年度(2019年度)
第4次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画	令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)

# 1 地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要

## 4 計画の位置づけ(計画体系図)

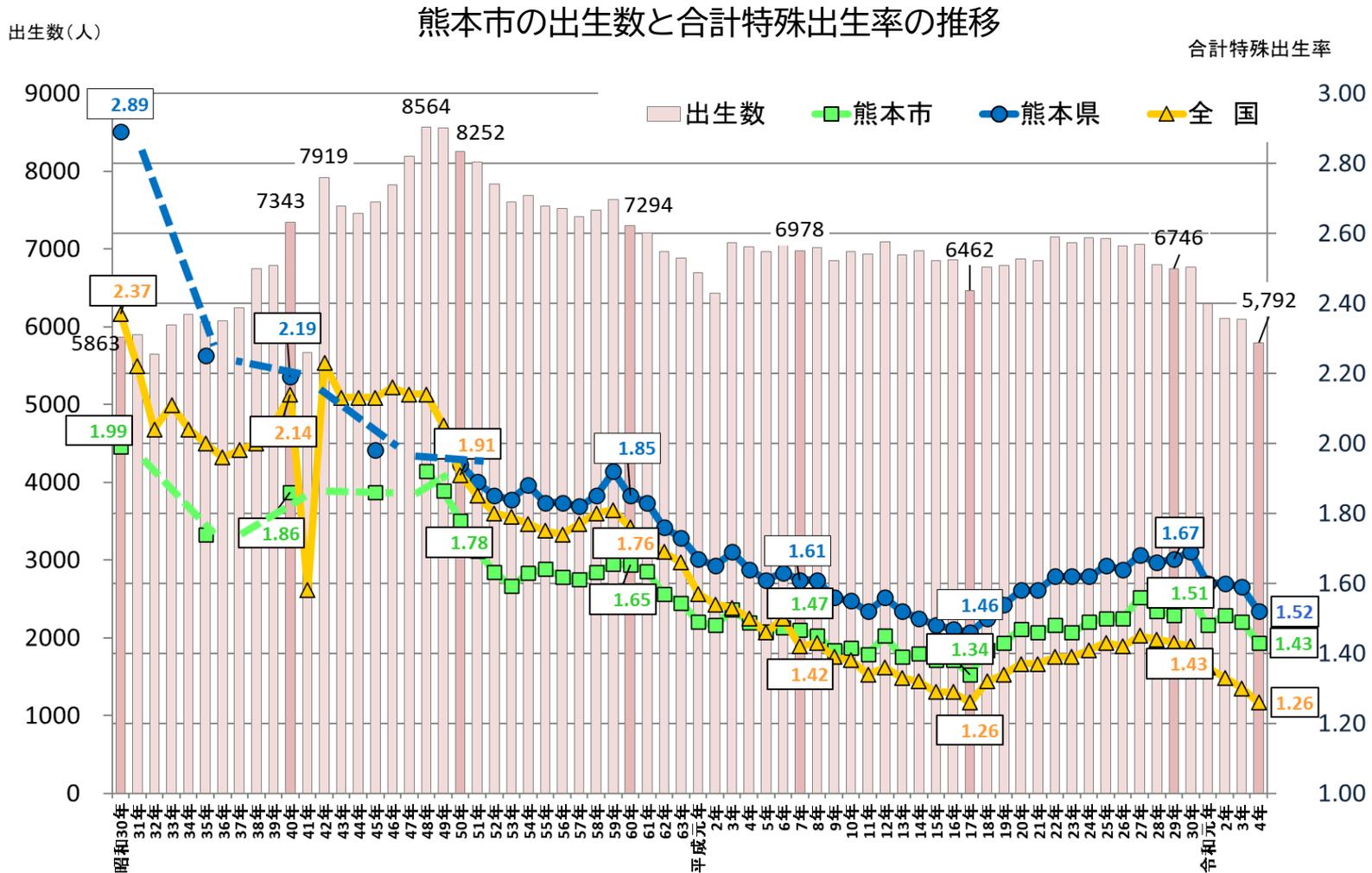
本市総合計画を最上位計画とし、その理念のもと、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、その他の福祉に関し、それぞれの福祉分野ごとではなく、地域福祉の推進のため、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を定める。また、「成年後見制度利用促進法」に基づき策定する市町村計画(「熊本市成年後見制度利用促進計画」)をその内容に盛り込む。



(「第4次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」より)

## 1 本市の現状(出生数等の推移)

- 本市の合計特殊出生率は、全国値より高い1.5前後で推移しているが、出生数は減少傾向が継続しており、令和4年(2022年)には5,792人となった。



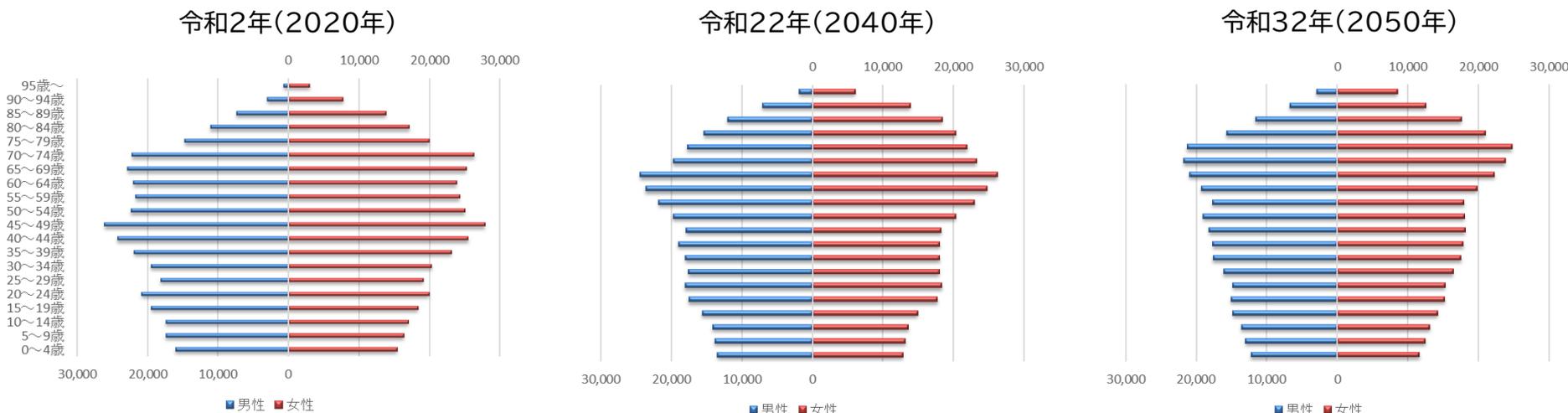
(「熊本市の保健福祉」を加工して作成)

# 2 計画に係る現状と課題

## 1 本市の現状(人口減少と少子高齢化)

- 本市の人口は約20年後の令和22年(2040年)には約68.9万人となる見込みであり、約30年後の令和32年(2050年)には更なる人口減少・高齢化の進展が推計されている。

熊本市の令和22年(2040年)、令和32年(2050年)の推計人口



		令和2年(2020年)
総人口		738,865人
構成比	65歳以上(高齢化率)	26.4%
	15歳～64歳	60.1%
	15歳未満	13.5%

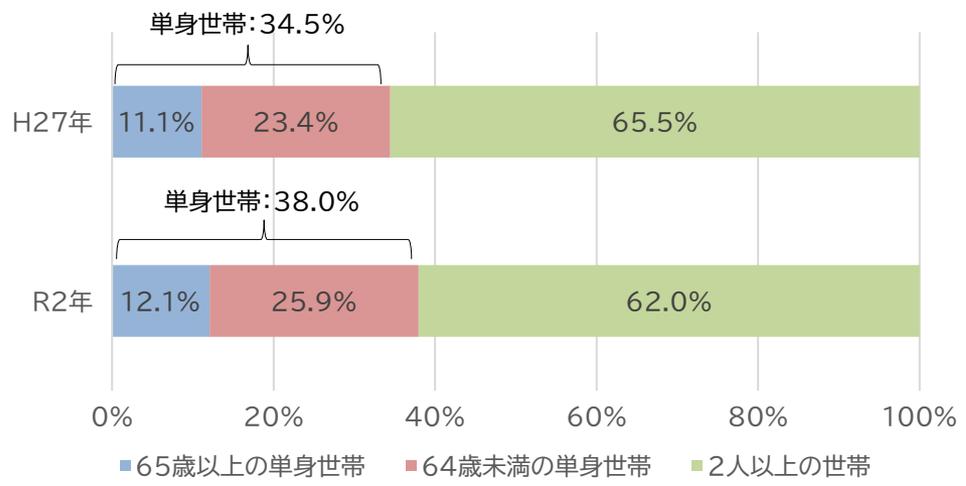
		令和22年(2040年)
総人口		689,390人
構成比	65歳以上(高齢化率)	33.1%
	15歳～64歳	55.1%
	15歳未満	11.7%

		令和32年(2050年)
総人口		648,196人
構成比	65歳以上(高齢化率)	35.7%
	15歳～64歳	52.5%
	15歳未満	11.7%

## 1 本市の現状(単身世帯や単身高齢世帯の状況)

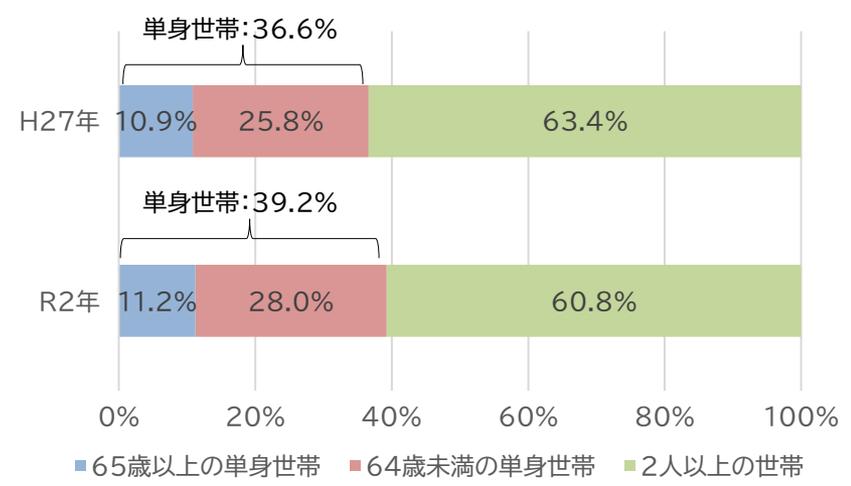
- 全国・本市ともに単身世帯や65歳以上の単身高齢世帯の割合が増加傾向にあり、孤独・孤立問題の深刻化が懸念される。

全国の単身世帯割合の推移(H27→R2)



※総世帯数(全国)  
H27年:53,448,685  
R2年:55,704,949

熊本市の単身世帯割合の推移(H27→R2)

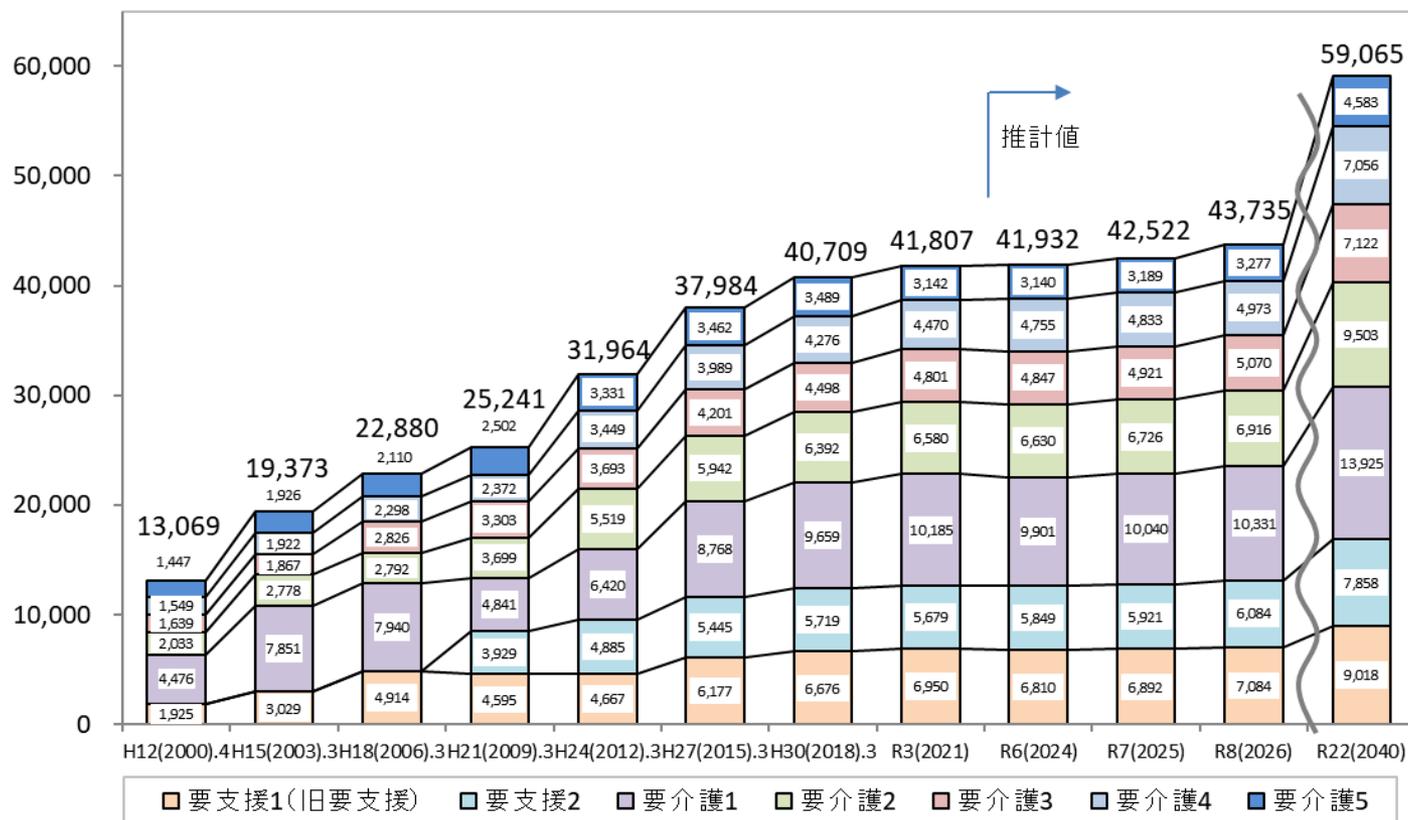


※総世帯数(熊本市)  
H27年:315,456  
R2年:326,140

## 1 本市の現状(支援を必要とする方の現状1 要介護(要支援)認定者)

- 介護保険制度が始まった当初の平成12年(2000年)の要介護(要支援)認定者数は13,069人であったが、令和3年(2021年)には41,807人となり、この間、約3.2倍に増加している。令和22年(2040年)には、約5.9万人を超える見込みとなっている。

熊本市の要介護(要支援)認定者数の推移

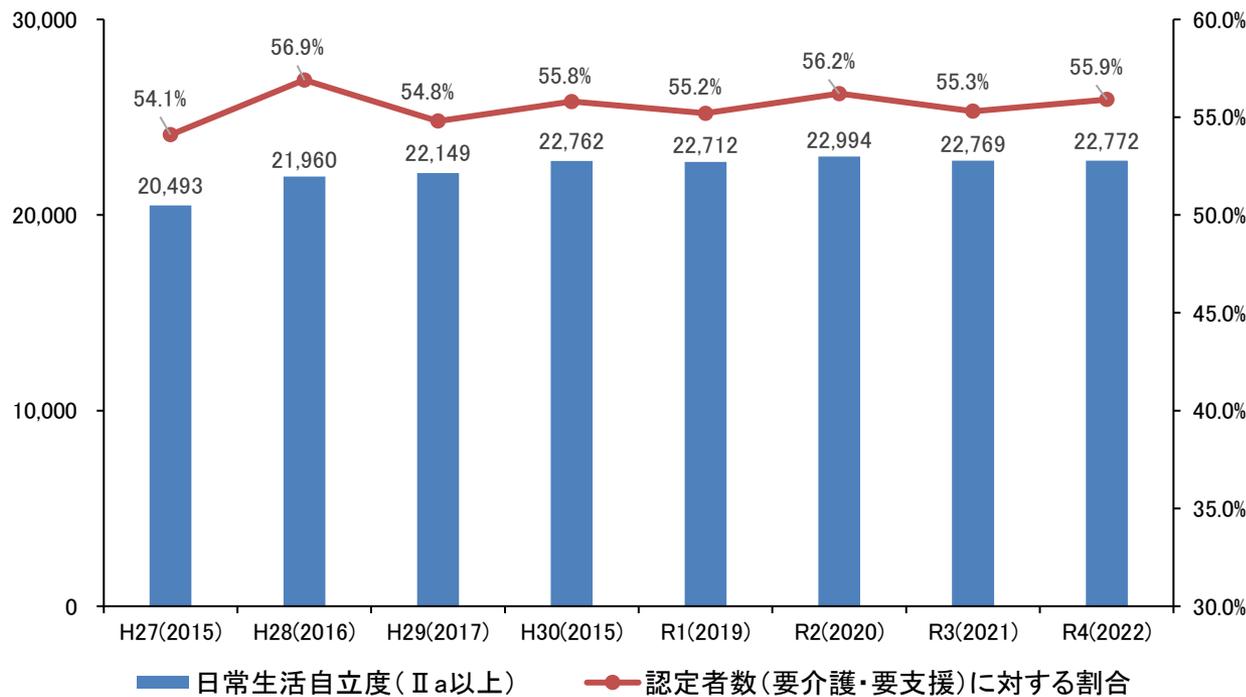


※推計値は、各年の高齢者推計値に年齢階層別の介護認定出現率を乗じて推計

## 1 本市の現状(支援を必要とする方の現状2 認知症高齢者)

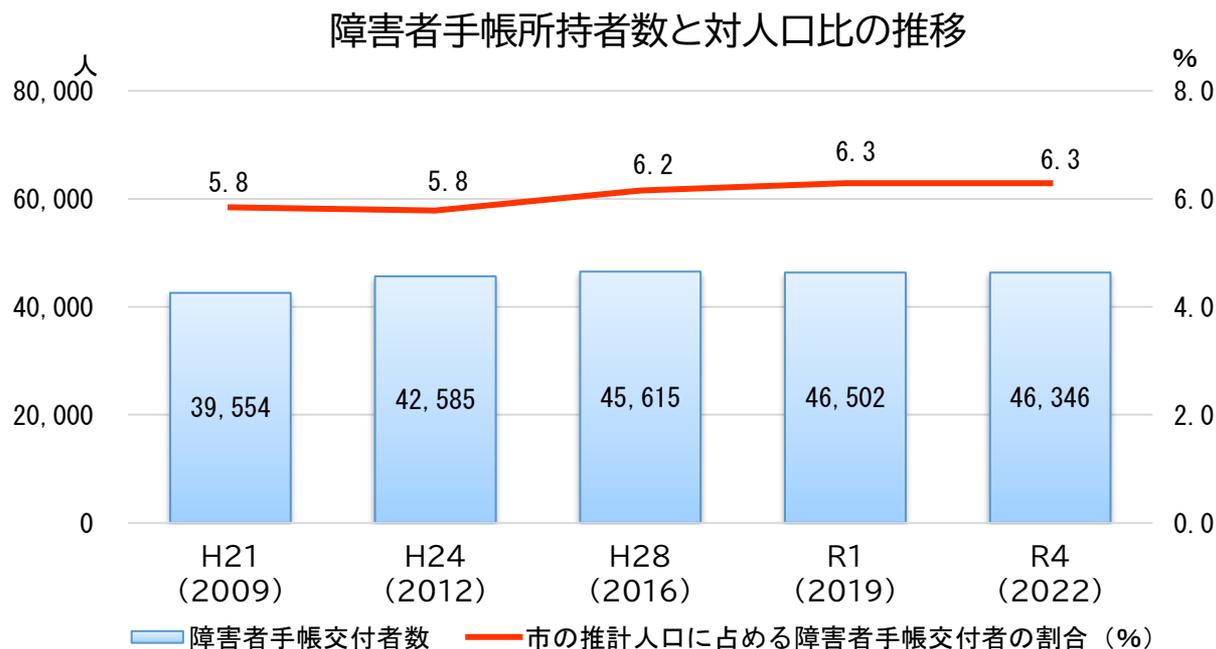
- 本市の要介護(要支援)認定者のうち、日常生活自立度※がⅡ a以上の方の割合は、直近の8年間で、約54%から約57%の間で推移しており、令和4年(2022年)9月末時点では22,772人(55.9%)と、半数以上の方が認知症の症状を有している。  
※認知症や障害を持つ高齢者がどの程度の自立した生活ができているのかを判定するための公的な評価尺度。  
Ⅱ a: 家庭外で日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態。  
(見られる症状・行動の例: たびたび道に迷う、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等)

熊本市の認知症高齢者数推移(各年9月末時点)



## 1 本市の現状(支援を必要とする方の現状3 障害者手帳所持者)

- 障害者手帳を所持している人の数は、近年、身体障害者手帳については減少傾向にあるが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳はともに増加している。



単位:人

年度	H21 (2009)	H24 (2012)	H28 (2016)	R1 (2019)	R4 (2022)
身体障害者手帳	29,562	30,661	30,814	29,820	28,090
療育手帳	4,999	5,686	6,600	7,260	7,926
精神障害者保健福祉手帳	4,993	6,238	8,201	9,422	10,330
合計	39,554	42,585	45,615	46,502	46,346

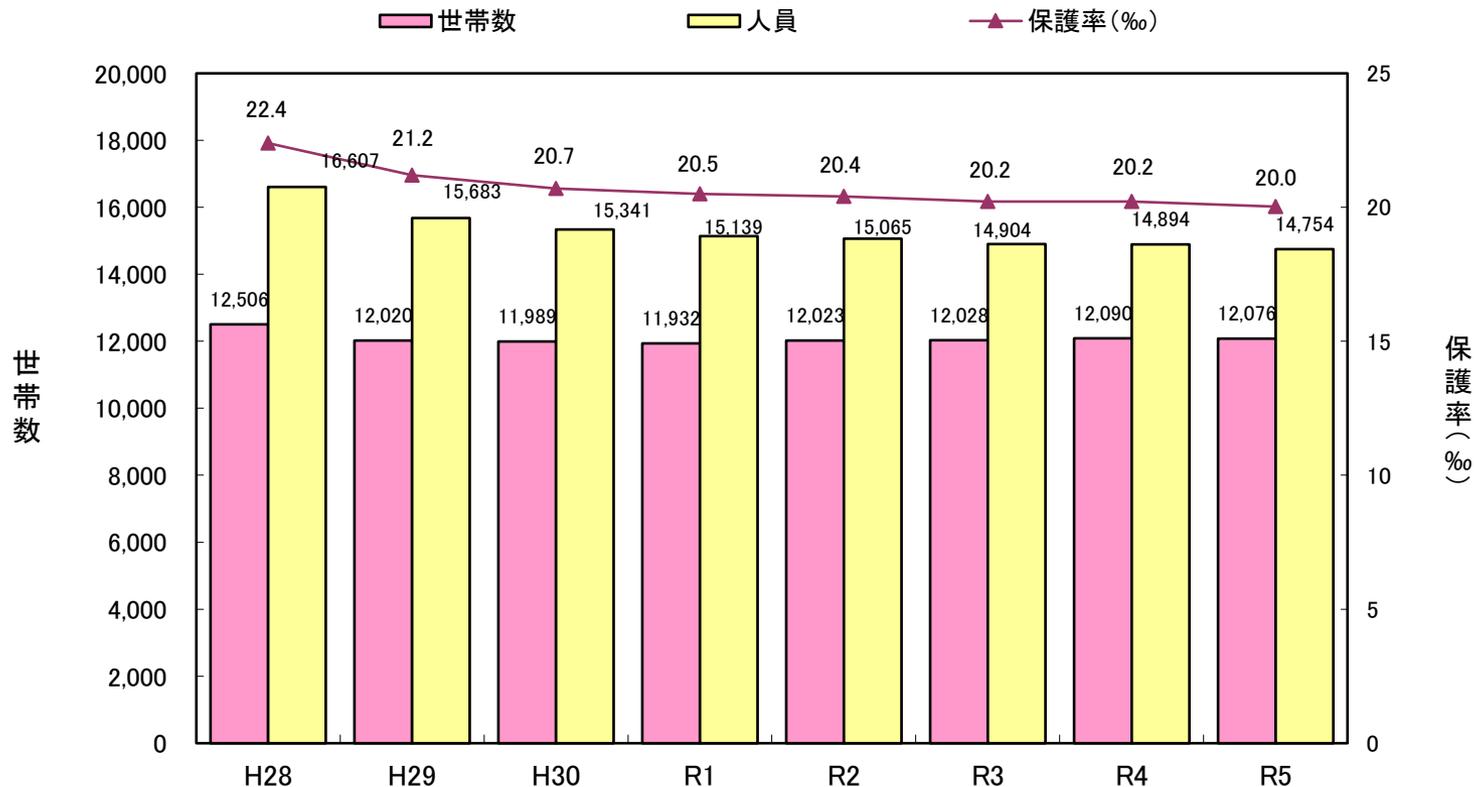
※各年度末時点

(熊本市障がい者生活プランより)

## 1 本市の現状(支援を必要とする方の現状4 生活困窮者)

- 令和元年度(2019年度)以降、本市において生活保護を受けている世帯数・人員数は横ばい状態で推移しており、令和5年度(2023年度)は、保護世帯数12,076世帯、保護人員14,754人、保護率(人口千人当)は20.0(%)となっている。

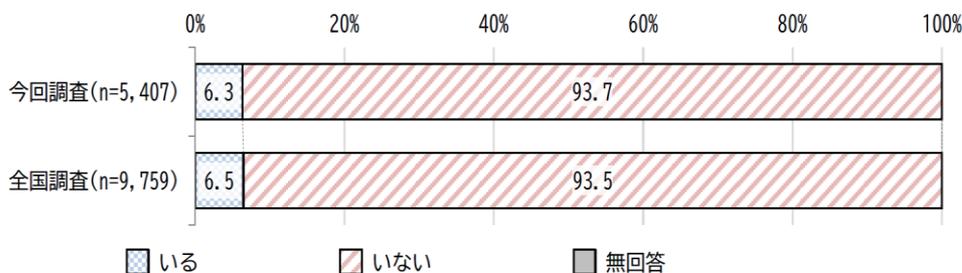
熊本市の保護世帯、保護人員及び保護率の推移



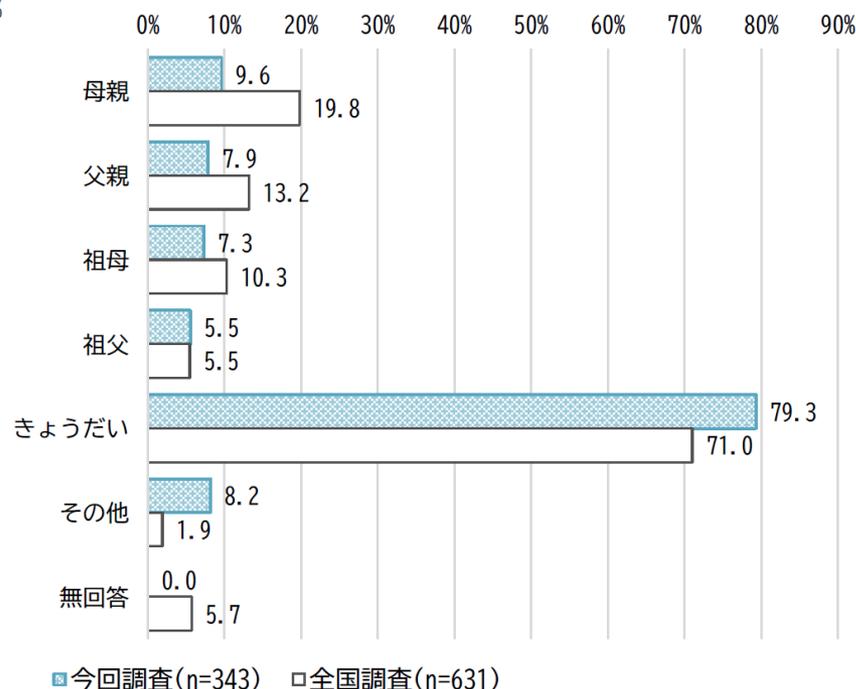
## 1 本市の現状(支援を必要とする方の現状5 ヤングケアラー)

- 世話をしている家族が「いる」と回答したのは、6.3%(国:6.5%)であり、全国調査と同様の結果となっている。
- 世話を必要としている家族が「きょうだい」と回答したのは、79.3%(国:71.0%)と、全国の調査より8.3ポイント高くなっている。

①小学6年生に対し、世話をしている家族の有無について質問。



②世話をしている家族が「いる」と回答した小学6年生に、世話を必要としている家族について質問(複数回答)。



## 2 本市におけるこれまでの取組

### (1) 「第4次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定

令和2年(2020年)3月に令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)を計画期間とする「第4次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定。

#### 1. 計画策定の趣旨

本市における「地域共生社会」の実現に向け、基本方針や取組を整理し、地域全体で共有することにより、市、市社協、校区社協、民生委員・児童委員をはじめ、地域住民、地域団体、社会福祉法人、NPO、民間事業者等が一体的に地域福祉活動に取り組むことを目的として策定した。

#### 2. 計画策定の背景(当時の状況)

- ① 核家族化、単身高齢世帯や共働き世帯・ひとり親世帯の増加等により、課題を抱える住民が増加しているとともに、住民が抱える課題が複雑化・複合化している。
- ② 熊本地震において、地域住民等の主体的な支え合い活動の重要性を再認識した。また、被災者の生活再建に取り組む必要がある。

#### 3. 計画の基本理念

**だれもが「おたがいさま」で支え合う協働のまちづくり**

## 2 本市におけるこれまでの取組

### (1) 「第4次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定

#### 4. 取組の基本方針

##### I 地域力強化のための人材の確保・育成

⇒ 支え合い活動の推進主体である人材を確保するため、

- ・ 民生委員・児童委員の負担軽減や担い手確保に向けた取組
- ・ 新たな担い手確保に向けた意識の醸成

等に取り組む。

##### II 支え合いの地域づくり

⇒ 地域住民・地域団体等の支え合い活動を更に活性化させるため、

- ・ 住民に身近な地域での支え合い活動推進の体制づくり
- ・ 住民主体の課題解決力強化に向けた仕組みづくり

等に取り組む。

##### III 多様な主体の連携・協働の推進

⇒ 多様な主体の連携・協働による支援や取組の推進が必要な、

- ・ 熊本地震の被災者の生活再建に向けた支援
- ・ 複合的な課題を抱えた方への支援
- ・ 避難行動支援の仕組みづくり

等に取り組む。

# 2 計画に係る現状と課題

## 2 本市におけるこれまでの取組

### (2) 第4次計画における施策の展開

#### ○基本方針 I 地域力強化のための人材の確保・育成

施策方針	事業概要	主な取組項目
1 支え合い活動推進の核となる人材の確保	(1) 民生委員・児童委員、主任児童委員への活動支援	<b>【重点】</b> 業務負担軽減に向けた仕組みづくり 【市・市社協】 ◇活動内容についての広報の充実 【市・市社協】
	(2) ボランティア等の人材確保に向けた取組	<b>【重点】</b> ボランティア等を地域福祉活動へと結びつけるマッチング機能の強化 【市・市社協】 ◇ボランティア活動に関する広報の充実 【市社協】 ◇ボランティア活動に係る保険制度の普及や充実 【市社協】
2 地域福祉活動の新たな担い手の確保に向けた意識の醸成	(1) 地域福祉活動等に対する意識の醸成	◇多様な手段を活用した地域団体等の活動状況の発信サポート 【市・市社協】 ◇教育機関等と連携した意識の醸成 【市・市社協】 ◇「校区社協だより」等の地域団体独自の広報誌発行を推進【市社協】
	(2) 住んでいる地域により身近な場所での理解の促進	◇地域福祉活動についての出前講座や公民館等における研修の実施 【市・市社協】 ◇住民が主体となって、身近な場所で開催する研修の推進 【市・市社協】

## 2 本市におけるこれまでの取組

### (2) 第4次計画における施策の展開

#### ○基本方針Ⅱ 支え合いの地域づくり

施策方針	事業概要	主な取組項目
1 住民に身近な地域での支え合い体制づくり	(1) 地域住民の交流促進	◇より身近な地域での交流の場の確保 【市・市社協】 ◇様々な世代の住民の交流促進 【市・市社協】 ◇市ホームページやSNSを活用した開催情報の発信や好事例の共有化【市・市社協】
	(2) 地域における見守りネットワークの充実	◇地域団体等による日常的な見守り活動の推進 【市・市社協】 ◇各種専門機関によるアウトリーチの実施 【市】
	(3) 支え合い活動推進のためのコーディネート機能充実	<b>【重点】</b> 地域住民による主体的な支え合い活動を推進するための体制づくり【市・市社協】 ◇分野を越えた各相談支援機関等の連携推進 【市】
2 住民主体の課題解決力の強化に向けた仕組みづくり	(1) 小学校区単位の健康福祉コミュニティづくり	<b>【重点】</b> 「校区社協行動計画」策定の推進 【市・市社協】 ◇地域課題の「見える化」の推進 【市】 ◇「地域包括ケアシステムの深化・推進」や「校区単位の健康まちづくり」等に係る取組の一体的な推進 【市】
	(2) 課題を解決するためのノウハウの共有	◇各種会議や研修会での事例の共有化の推進 【市・市社協】 ◇地域独自の取組や好事例について全市的に広報・周知 【市・市社協】 ◇パソコンの操作技術等のスキル向上促進【市】
	(3) 地域特性に応じた取組を促進するための支援	◇地域団体等の活動状況に応じた補助制度等の広報・周知 【市】 ◇「赤い羽根共同募金」等の推進による地域福祉活動への支援の充実【市社協】

# 2 計画に係る現状と課題

## 2 本市におけるこれまでの取組

### (2) 第4次計画における施策の展開

#### ○基本方針Ⅲ 多様な主体の連携・協働の推進

施策方針	事業概要	主な取組項目
1 連携による支援の充実	(1) 被災者の生活再建に向けた継続的な支援	◇地域団体等や相談支援機関と連携した孤立防止に向けた支援 【市・市社協】 ◇アンケート調査による状況把握・校区保健師による健康支援 【市】
	(2) 複合的な課題に対する相談窓口の充実	<b>【重点】</b> 「熊本市生活自立支援センター」の相談支援体制の充実 【市】 ◇多様な機関や地域との連携による自立に向けた支援の実施 【市】
	(3) 住宅確保要配慮者への支援	◇住宅確保要配慮者への見守り支援等の充実 【市・市社協】 ◇居住支援に関する情報共有と協議の実施 【市・市社協】
	(4) 生活支援サービスの充実と権利擁護の推進	◇生活支援サービスの広報周知や事業実施における連携体制の構築 【市・市社協】 ◇判断能力が十分でない方への福祉サービスの利用援助の推進 【市社協】

(次頁に続く)

## 2 計画に係る現状と課題

(前頁の続き)

施策方針	事業概要	主な取組項目
2 協働で取り組む災害対応力の強化	(1) 避難行動支援の仕組みづくり	<b>【重点】</b> 「災害時要援護者避難支援制度」への登録勧奨を推進 【市・市社協】 ◇災害時に備えた名簿の整備 【市】 ◇対象者に応じた災害情報の適切な伝達手段の確保 【市】
	(2) 配慮を要する方の状況に応じた避難所の生活環境の整備	◇「福祉避難所等の設置運営マニュアル」を用いた訓練の実施 【市】 ◇避難生活に特段の配慮を要する方の避難先の確保 【市・市社協】 ◇「福祉避難所」等の広報・周知の推進【市】
	(3) 多様な主体の協働による災害支援体制の構築	◇「校区防災連絡会」等と連携した要配慮者支援体制の構築 【市・市社協】 ◇災害時に迅速かつ効率的に「災害ボランティアセンター」を運営する仕組みづくり 【市社協】
3 包括的な支援に向けた多様な主体とのネットワークの構築	(1) 包括的な支援を実現するための協議体の整備	◇「地域共生社会」の実現に向けた支援や新たな仕組等の継続的な検討 【市】 ◇様々な課題に対して包括的な支援を実施するための協議体の整備 【市】
	(2) 社会福祉法人と連携した地域支援ネットワークの構築	<b>【重点】</b> 社会福祉法人と連携して地域づくりに取り組むための場の充実 【市】 ◇「共生型サービス」についての制度周知 【市】
	(3) NPOや民間事業者等との連携推進	◇「赤い羽根共同募金」等の募金活動への協力依頼 【市社協】 ◇企業活動の一環として地域福祉活動を推進する仕組みづくり 【市・市社協】

# 2 計画に係る現状と課題

## 2 本市におけるこれまでの取組

### (3) 第4次計画の成果指標の推移について

#### ○基本方針Ⅰ 地域力強化のための人材の確保・育成

成果指標	基準値 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値 (R6)
①民生委員・児童委員、主任児童委員の定員充足率	95.1%	91.6%	92.4%	86.5%	89.5%	100%
②ボランティア登録者等のうち地域福祉活動へのマッチングを行った件数（年間）	98件	7件	11件	15件	90件	640件
③熊本市ボランティアセンターによる研修の実施回数（年間）	46回	0回	1回	34回	48回	70回

#### ○基本方針Ⅱ 支え合いの地域づくり

成果指標	基準値 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値 (R6)
④住民主体の通いの場（定期的に介護予防活動等を行うための場）の数	711箇所	847箇所	708箇所	768箇所	811箇所	858箇所
⑤支え合い活動が推進されていると感じる民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会関係者の割合	なし	71.1%	45.9%	43.0%	43.5%	100%
⑥行動計画を策定した校区社会福祉協議会数	5校区	20校区	43校区	68校区	87校区	95校区

## 2 計画に係る現状と課題

### 2 本市におけるこれまでの取組

#### (3) 第4次計画の成果指標の推移について

##### ○基本方針Ⅲ 多様な主体の連携・協働の推進

成果指標	基準値 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値 (R6)
⑦「熊本市生活自立支援センター」の新規相談受付件数（年間）	484件	5,233件	3,894件	1,656件	1,336件	1,200件
⑧住宅確保要配慮者への見守り訪問件数（年間）	96回	100回	269回	322回	203回	390回
⑨避難行動要支援者数に占める災害時要援護者数の割合	24.2%	24.3%	23.1%	21.0%	20.1%	50%
⑩「赤い羽根共同募金」を行った団体数（年間）	1375団体	1367団体	1354団体	1349団体	1301団体	1555団体

- 基本方針Ⅰ～Ⅲの各成果指標については、目標達成に向け順調に推移してきたものがある一方、コロナ禍の影響により予定していた活動等が実施できずに成果が得られなかったものや、当初の想定を上回る相談が寄せられ件数が急増したものもあった。

## 2 計画に係る現状と課題

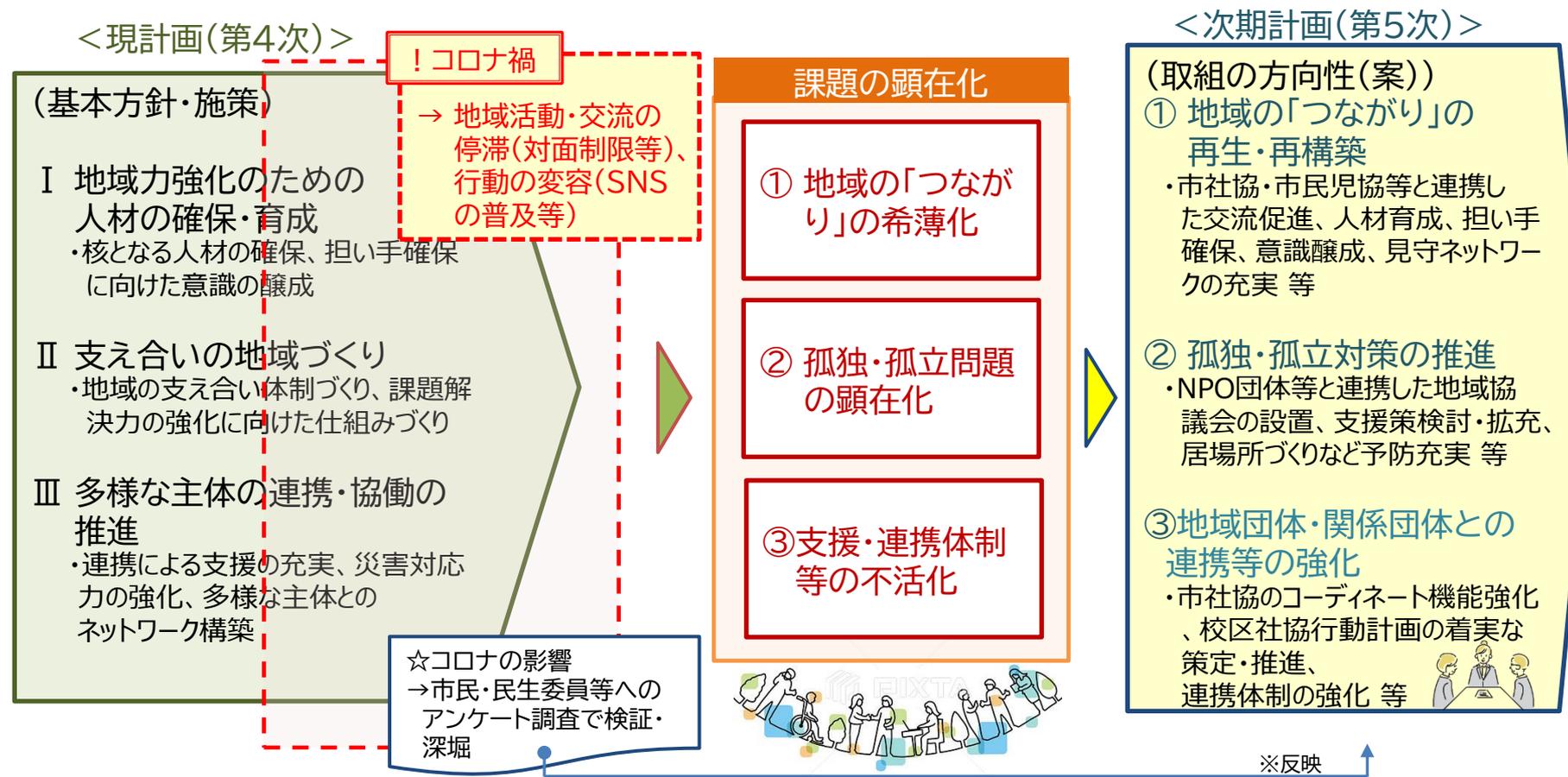
### 2 本市におけるこれまでの取組

#### (4) 第4次計画の振り返りと課題整理

- 雇用年齢の延長や、地域の人口減少等を背景に、地域福祉活動の担い手不足が恒常化している。担い手を確保するため、これまでボランティア活動に取り組んできた人や、要請してきた各種サポーターを、地域福祉活動につなげる仕組みづくりが必要であったが、コロナ禍の影響もあり、活動自体に制限が生じた。
- 第4次計画においては、地域住民相互の顔の見える関係づくりや、地域での支え合い体制づくりの推進を掲げてきたが、近年のライフスタイルの変化とともに、コロナ禍の影響による地域における地域活動等の停滞や、行動変容なども相まって、地域のつながりの希薄化が懸念される状況。
- 熊本地震では、住宅確保要配慮者や、生活困窮者をはじめとした複合的な課題を抱えた方への支援等を行った。その熊本地震を端緒としつつ、現在は、各制度の支援が届きにくい高齢者・こども等の孤独・孤立問題が顕在化している。
- 孤独・孤立問題のような複合的な要因を背景とする課題に対応するためには、包括的な支援体制が必要である一方で、地域団体・関係団体等の人材不足・機能低下など支援・連携体制等の不活化も課題である。

## 1 取組の方向性

現行計画(第4次計画)策定後に発生した約4年間にわたるコロナ禍の影響について、今後分析を行うアンケート調査結果より地域課題やニーズを深掘りし、次期計画(第5次計画)の方向性の検討を進めていく。



# 3 第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画について

## 2 地域課題・ニーズの把握(アンケート調査の実施)

第5次計画の策定にあたり、以下の対象者にアンケート調査を実施。

◎調査期間:令和6年(2024年)4月30日～5月15日

①市民アンケート(選択式:63問、記述式:8問)

対象件数 5,000名(18歳以上の市内在住者から無作為に抽出)

回答件数 1,622名(回答率:32.44%)

②民生委員・児童委員アンケート(選択式:26問、記述式:8問)

対象件数 1,350名(在任中の全ての民生委員・児童委員、主任児童委員)

回答件数 1,099名(回答率:83.13%)

③校区社会福祉協議会アンケート(選択式:25問、記述式:25問)

対象件数 95団体

回答件数 74団体(回答率:77.89%)

※回答件数はR6.5.24時点

### アンケート項目(抜粋)

- ・あなたは、コロナ禍を経験して、意識や生活にどのような変化がありましたか(市民)
- ・あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか(市民)
- ・民生委員活動を行う中での悩みや苦労はどのようなものですか(民生委員)
- ・コロナ禍の経験を踏まえ、校区社協の活動に改めて必要だと感じることはどんなことですか(校区社協)

⇒現在、集計作業中。第2回地域福祉専門分科会において結果報告予定

# 3 第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画について

## 3 計画期間

令和7年度(2025年度)から令和13年度(2031年度) (案)

※ 本市の最上位計画である熊本市第8次総合計画と整合を図った期間とすることを想定

※ 熊本市第8次総合計画の中間見直しとともに、社会状況の変化や関係法令の改正等に合わせ、必要な見直しを行う

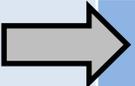
年度分野	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	R9年度 (2027年度)	R10年度 (2028年度)	R11年度 (2029年度)	R12年度 (2030年度)	R13年度 (2031年度)	R14年度 (2032年度)
総合計画	熊本市第8次総合計画								
地域福祉	第4次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計	第5次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画							
健康	第3次健康くまもと21基本計画 (R6年度(2024年度)～R17年度(2035年度))								
子ども	熊本市子ども輝き未来プラン ほか	(仮称)熊本市子ども計画 (R7年度(2025年度)～R13年度(2031年度))							
高齢	第9期くまもとはつらつプラン			(仮)第10期くまもとはつらつプラン			(仮)第11期くまもとはつらつプラン		
障がい	熊本市障がい者生活プラン				(仮)次期 熊本市障がい者生活プラン				

# 3 第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画について

## 4 策定スケジュール

地域福祉専門分科会(本分科会)において、地域福祉の推進のため、各福祉分野が共通して取り組むべき事項等について、専門的見地から、協議・整理いただきたい。

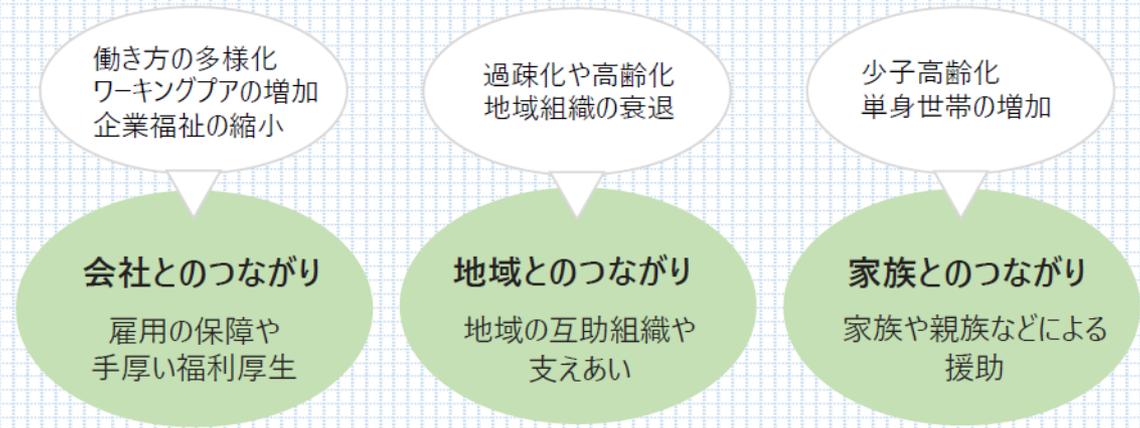
【開催回数】計4回（令和6年5月(今回)、8月、11月、令和7年2月 予定）

	4月	5月	~	8月	~	11月	~	2月	3月
		策定方針		検証結果 骨子案		素案		最終案	策定
市民等アンケート									
地域福祉専門分科会		○		○		○		○	
住民座談会				○					
パブリックコメント									
庁内会議(政策会議)				○		○			
市議会			○		○		○		○

## 孤独・孤立について

### 背景

○ 社会構造の変化（単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など）により、**家族や地域、会社**などにおける人との「つながり」が薄くなり、**誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況**。



○ 加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化。

直接・対面でのコミュニケーションの減少	生活困窮をはじめとした不安・悩みの表面化	自殺者数の11年ぶりの対前年比増	DV相談件数増 児童虐待相談対応件数増 不登校児童生徒数増
---------------------	----------------------	------------------	-------------------------------------

○ 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。このため、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施するべく、令和3年2月に孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、これまで対策を推進。

## 孤独・孤立対策のこれまでの主な取組

### 政府一体となった対策の推進

- 令和3年2月より、孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、政府一体となって孤独・孤立対策を推進
- 孤独・孤立対策推進会議（全省庁の副大臣で構成）を開催し、総合的・効果的な対策を検討・推進

### 関係予算による施策の推進

- 令和3年3月、孤独・孤立対策に取り組むNPO等を対象に、予備費等を活用した約60億円の緊急支援策を策定。令和6年度予算までの各年度、継続的に支援を実施
- 令和6年度予算では、都道府県や中間支援組織を支援するための交付金を創設

### NPO等との連携・意見聴取

- 令和3年に「孤独・孤立を防ぎ、不安に寄り添い、つながるための緊急フォーラム」「孤独・孤立に関するフォーラム」を開催
- 令和4年2月25日に「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を設立
- 令和4年4月の総合緊急対策及び令和4年10月の総合経済対策で、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの推進、関係団体が連携して統一的に24時間相談を受け付ける窓口体制の推進

### 情報発信の充実

- 孤独・孤立に関する各種支援制度や相談先を一元化し、情報発信するホームページ（「あなたはひとりじゃない」）を令和3年に公開（18歳以下向け／一般向け）
- 孤独・孤立対策キャンペーンの開催（令和4年2月～6月、令和5年8月）

### 施策の更なる充実

- 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施し、調査結果を施策の充実に活用（令和3年調査：令和4年4月8日公表、令和4年調査：令和5年3月31日公表、令和5年調査：令和6年3月29日公表）
- 孤独・孤立対策の重点計画を令和3年12月に策定、令和4年12月に改定
- 孤独・孤立対策推進法の成立（令和5年5月31日成立、6月7日公布、令和6年4月1日施行）

## 孤独・孤立対策推進法の概要

### 趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

### 概要

#### 1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

#### 2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

#### 3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

#### 4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

施行期日

令和6年4月1日